

V 畜産の部

この部には、畜産に関する統計を収録した。
各統計の概要については、以下のとおりである。

家畜飼養戸数及び飼養頭（羽）数

1 調査の目的

本調査は、主要家畜に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数及び飼養頭（羽）数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政の推進に資する資料を提供することを目的としている。

2 調査の対象

本調査は、全国の乳用牛飼養者（おすのみ飼養している場合を除く。）、肉用牛飼養者、豚飼養者、採卵鶏飼養者（成鶏めす1千羽未満の飼養者を除く。）及びブロイラー飼養者（年間出荷羽数3千羽未満の飼養者を除く。）を対象とした。

飼養者が複数の畜種を飼養している場合は、それぞれの畜種別に調査の対象とした。

3 調査期間

平成30年2月1日現在で調査を実施した。

4 調査方法

調査対象者が調査票に直接記入する自計調査とし、オンライン（特殊階層のみ）又は郵送により調査票の配布・回収を実施した。

また、乳用牛調査及び肉用牛調査における品種別の飼養頭数等は、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース（全国の全ての牛に対して付けられた個体識別番号により、各個体の生産・異動情報を管理するデータベースとしたもの）のデータを利用することにより把握した。

5 定義及び用語の解説

(1) 乳用牛とは、搾乳を目的として飼養している牛（将来搾乳する目的で飼養している子牛を含む。）をいう。

本調査は乳用牛、肉用牛の区分は品種区分ではなく、利用目的によって区分するため、調査対象となる牛はめすのみとし、交配するためのおすは除いた。

なお、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とし、搾乳の経験のある牛を

肉用に肥育中のもの（例えば老廃牛の肥育）は肉用牛とせず乳用牛に含めた。

(2) 肉用牛とは、肉用を目的として飼養している牛をいう。

本調査における肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分するため、乳用種のおすばかりでなく、未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

ただし、搾乳経験のある牛を肉用牛に肥育しても肉用牛に含まれない。

(3) 子取り用めす豚とは、生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚である。

(4) 種おす豚とは、生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚である。

(5) 肥育豚とは、自家で飼養して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。

(6) 採卵鶏とは、鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。

(7) ブロイラーとは、当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいい、肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含まない。

この部についての照会先

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9650